

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	59	所管	農林水産省	法人名	農業・食品産業技術総合研究機構	職員の身分	非国家公務員
法人概要		「食料・農業・農村基本法」等の国の政策に即して、①食料安定供給、②地球規模の課題への対応、③新需要創出、④地域資源活用、⑤原発事故への対応、等に関する試験研究を自ら行うとともに、大学、民間企業、地方公共団体等の研究開発の支援を実施。 かつての国の試験研究機関を母体とする、我が国における農業・食品産業の中核的な研究開発機関。					
沿革							
中期目標期間		平成23年4月1日～平成28年3月31日（5年間）					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
役員総数[官庁0B]（現役出向）（4/1時点）		15	15	15	15	15 [0] (5)	
常勤役員数		15	15	15	15	15	
非常勤役員数		0	0	0	0	0	
常勤職員数[官庁0B]（現役出向）（4/1時点）		2,890	2,833	2,750	2,677	2,677 [1] (119)	
うち間接部門		392	378	376	368	368	
うち事業部門		2,498	2,455	2,374	2,309	2,309	
非常勤職員数（官庁〇B）（4/1時点）		1,951 (6)	1,846 (4)	1,737 (1)	1,643 (1)		
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）		96.7 (100.8)	96.5 (101.5)	95.1 (99.8)	—		
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）		97.6 (103.3)	98.1 (104.4)	97.1 (105.4)	—		
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
国からの財政支出額の推移（百万円）	予算/決算	決算	決算	決算	当初予算		
	一般会計（百万円）	52,939	50,777	46,253	48,330		
	うち運営費交付金	45,839	44,765	42,779	38,011		
	うち施設整備費補助金	385	1,549	475	10,319		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	836	326	75	—		
	うち委託費	5,879	4,137	2,925	—		
	うち出資金	—	—	—	—		
	特別会計（東日本大震災復興）（百万円）	—	—	219	—		
	うち運営費交付金	—	—	—	—		
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—		
	うち委託費	—	—	219	—		
	うち出資金	—	—	—	—		
	特別会計（財政投融资）（百万円）	477	300	86	—		
	うち運営費交付金	—	—	—	—		
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—		
うち委託費	—	—	—	—			
うち出資金	477	300	86	—			
計	53,416	51,077	46,559	48,330			
支出額の推移（百万円）		56,681	51,637	47,425	57,545		
収入額の推移（百万円）		56,149	53,061	48,762	57,663		
国の財政支出/収入額（％）		95%	96%	95%	84%		
財務データ（平成24年度、百万円）	資産合計	283,055	うち流動資産	11,757			
	負債合計	18,906	純資産合計	264,149	うち利益剰余金	△ 28,224	

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	59	所管	農林水産省	法人名	農業・食品産業技術総合研究機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			合計				
農業・食品産業技術研究等業務 (試験及び研究並びに調査)のうち運営費交付金・施設整備費補助金・諸収入	①以下の項目について実施。 ア. 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。 イ. 農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。 ウ. 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。 エ. 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配付を行うこと。 オ. 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。 カ. ア～オの業務に附帯する業務を行うこと。 ②独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第14条第1項第1～4号、10・11号	35,061	合計		37,988		25
			国費	運営費交付金	36,782	(社) 農林水産・食品産業技術振興協会	11
				施設整備費補助金	368	(社) 日本アイソトープ協会	3
				環境保全型農業生産対策事業費補助金	2	(財) かずさDNA研究所	10
				国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金	11	(社) 九州電気管理技術者協会	2
				農山漁村6次産業化対策事業費補助金	19		
				食の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金	2		
				農業経営対策事業費補助金	4		
				科学技術戦略推進費補助金	36		
				自己収入	(諸収入)	764	
農業・食品産業技術研究等業務 (試験及び研究並びに調査)のうち受託収入	①以下の項目について実施。 ア. 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。 イ. 農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。 ウ. 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。 エ. 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配付を行うこと。 オ. 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。 カ. ア～オの業務に附帯する業務を行うこと。 ②独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第14条第1項第1～4号、10・11号	4,086	合計		4,088		
			国費	受託収入	3,115		
				自己収入	(民間受託等)	973	
基礎的研究業務	①以下の項目について実施。 ア. 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。 イ. アの業務に附帯する業務を行うこと。 ②独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第14条第1項第5号、11号	4,185	合計		4,410		9
			国費	運営費交付金	4,406	(社) 畜産技術協会	9
				自己収入	(諸収入)	4	

事務・事業の構造等（平成25年度）

○事務・事業の構造等（平成25年度）

民間研究促進業務	①以下の項目について実施。 ア. 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等（政府及び独立行政法人をいう。）以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。 イ. 政府等以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。 ウ. 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配付を受けることについてあつせんすること。 エ. 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。 オ. ア～エの業務に附帯する業務を行うこと。 ②独立行政法人農業食品産業技術総合研究機構法第14条第1項第6号～第9号、11号	290	合計	418			
			国費	出資金	86		
			自己収入	(運用収入等)	332		
			合計	1,834		20	
農業機械化促進業務	①以下の項目について実施。 農業機械化促進法第16条第1項に規定する、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験研究及び調査を行うこと。 ②独立行政法人農業食品産業技術総合研究機構法第14条第2項	1,768	国費	運営費交付金	1,591	新農業機械実用化促進(株)	20
			自己収入	施設整備費補助金	107		
			自己収入	受託収入	29		
			自己収入	(検査鑑定等収入)	107		
【経過業務】特例業務	①以下の項目について実施。 ア. 出資に係る株式の処分の業務を行うこと。 イ. 債権の管理及び回収の業務を行うこと。 ウ. ア、イの業務に附帯する業務を行うこと。 ②独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律附則第13条	37	合計	24			
			国費				
			自己収入	(貸付回収金等)	24		
			合計	24			

※1 「特定関連会社・公益法人への支出」欄は、「公益法人に対する支出に係る公表・点検について（平成24年6月1日事務連絡内閣官房行政改革推進本部事務局・内閣府大臣房公益法人行政担当室）」に基づく独立行政法人からの契約による支出を掲載（少額随契等による支出を除く）

※2 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）
 <平成24年度決算合計>

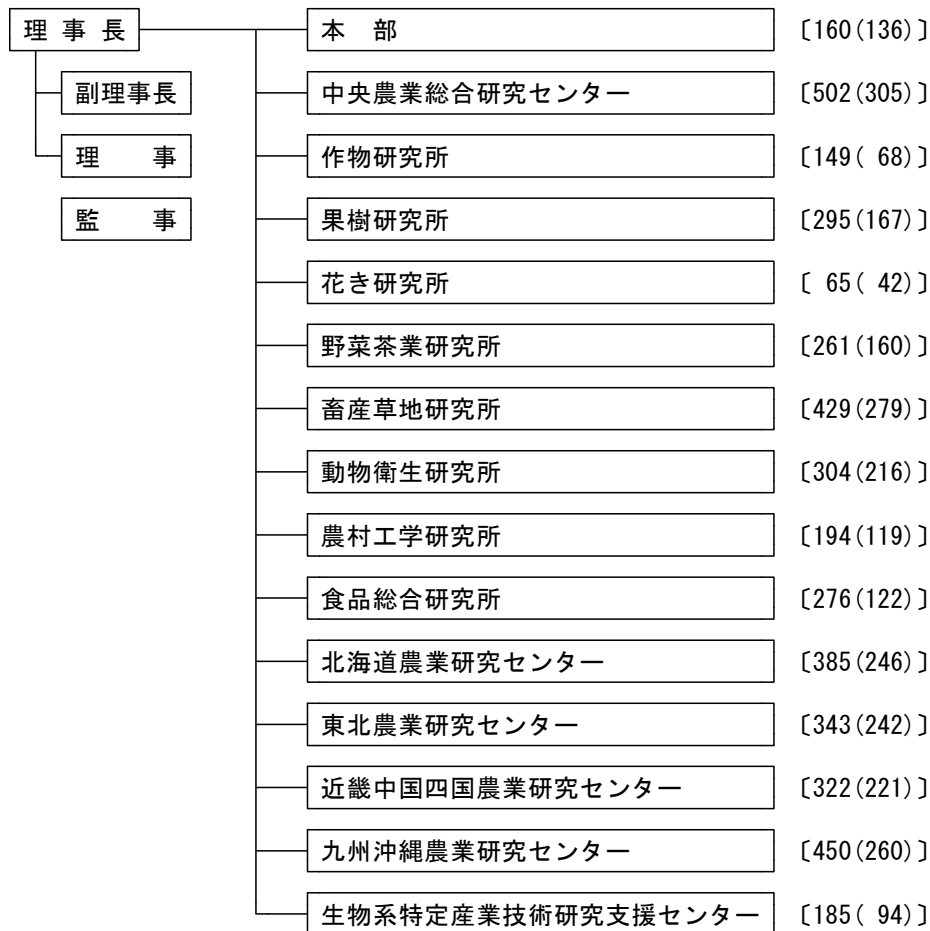
	合計	特別会計	
		東日本大震災復興特別会計	財政投融資特別会計
特別会計 法人合計（百万円）	305	219	86
委託費	219	219	
出資金	86		86

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	59	所管	農林水産省	法人名	農業・食品産業技術総合研究機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

○組織図及び職員数（平成25年度）

(独) 農業・食品産業技術総合研究機構組織図



※ [] は総職員数、() は常勤職員数である。

所在地：茨城県つくば市

<記載要領>

・組織図を明記の上、各部門、機関の実員(平成25年4月1日現在)を括弧内にご記入頂くとともに、所在地を明記してください。

No.	59	所管	農林水産省	法人名	農業・食品産業技術総合研究機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

- ・当該法人が担う事業は、国の農業施策を推進する上で必要不可欠な現場の問題解決を目指した基盤的・先導的な応用研究。
 - ・国の農業施策は、「食料・農業・農村基本法」、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）に則り実施されており、その施策に即した「農林水産研究基本計画」（平成22年3月30日農林水産技術会議決定）に示された研究開発のうち、当該法人に担わせるものを独立行政法人農業・食品産業総合技術研究機構法に基づいて主務大臣が中期目標を提示。
 - ・当該法人は、中期目標で提示された目標を達成するために中期計画を策定し、主務大臣が承認。
 - ・当該法人は、以下の業務を実施して成果をあげている。
- ①食料安定供給に関する研究業務では、新品種開発（各地域に適した飼料用イネ品種、製パン適性に優れたコムギ品種「ゆめちから」、ふじ、シャインマスカット等）、作業を軽減するイネ直播栽培技術の開発、口蹄疫、鳥インフルエンザ、BSE等の迅速判定技術の開発、DNA分析による品種識別技術の開発、等の成果
 - ②地球規模の課題への対応に関する研究業務では、高温等に対応できるイネ品種「にこまる」の開発、バイオマス由来の燃料等再生産可能エネルギー・マテリアル生産技術の開発、等の成果
 - ③新需要創出に関する研究業務では、6次産業化につながる農産物・食品の機能性成分（抗アレルギー、抗発ガン等）の解明による機能性食品（機能性成分メチル化カテキン含量が高い「べにふうき」緑茶、高アントシアニン紫サツマイモ品種を用いた食用色素、ジュース、食用酢等）の開発、等の成果
 - ④地域資源活用のための研究業務では、ため池の耐震・耐越流性の向上のための土嚢工法、地域住民にリアルタイムにため池の危険度等の防災情報の伝達する「ため池防災情報配信システム」の開発、等の成果
 - ⑤原発事故への対応に関する研究業務では、農地の除染技術の開発、放射性セシウムの農畜産物への移行低減技術、放射性物質を含む作物残渣等の安定・減容化技術の開発、等の成果

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

- ・独法制度にともない、法人には研究予算や人員等のリソース配分の裁量権が与えられ、それをもとに重点的な研究体制の構築や緊急な行政対応など、機動的な組織運営が可能となっている。また、平成18年に食品総合研究所、農業工学研究所の独法との統合により、作物の育種研究と食品の機能性研究、作物の栽培研究と農業の生産基盤整備に関する研究等の融合研究が進み、新たな成果が創出されている。
- ・一方で独法制度下において効率化が求められ、毎年度、一般管理費及び業務経費が削減されており、将来、研究活動、保有する施設・設備の維持管理、運用等に支障が生じることが懸念されている。また、毎年度行われる、多層的な評価が業務負担となっている。さらに、これまでの統合に伴い多様な分野の業務が加わることにより、的確かつ円滑な組織管理が困難になりつつある。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
農林水産省	0002	動物用医薬品対策事業
農林水産省	0012	家畜伝染病早期診断体制整備事業委託費
農林水産省	0014	発生予察の手法検討事業委託費
農林水産省	0032	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター農業機械化促進事業
農林水産省	0077	海外農業農村開発促進調査等補助金
農林水産省	0137	独立行政法人種苗管理センターの運営に要する経費
農林水産省	0139	緑と水の環境技術革命プロジェクト事業
農林水産省	0141	知的財産戦略・ブランド化総合事業
農林水産省	0299	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に要する経費
農林水産省	0300	独立行政法人農業生物資源研究所に要する経費
農林水産省	0302	独立行政法人国際農林水産業研究センターに要する経費
農林水産省	0303	基礎的研究業務（イノベーション創出基礎的研究推進事業）
農林水産省	0304	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
農林水産省	0305	新農業展開ゲノムプロジェクト
農林水産省	0306	鳥インフルエンザ、BSE、口蹄疫等の効率的なリスク低減技術の開発

No.	59	所管	農林水産省	法人名	農業・食品産業技術総合研究機構
		農林水産省	0307		生産・流通・加工工程における体系的な有害要因の特性解明とリスク低減技術の開発
		農林水産省	0308		生物の光応答メカニズムの解明と省エネルギー、コスト削減技術の開発
		農林水産省	0310		気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のための技術開発
		農林水産省	0311		アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト
		農林水産省	0312		自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発
		農林水産省	0313		水田の潜在能力発揮等による農地周年有効活用技術の開発
		農林水産省	0314		レギュラトリーサイエンス新技術開発事業
		農林水産省	0315		農作業の軽労化に向けた農業自動化・アシストシステムの開発
		農林水産省	0317		農林水産物・食品の機能性等を解析・評価するための基盤技術の開発
		農林水産省	0318		画期的な農畜産物作出のためのゲノム情報データベースの整備
		農林水産省	0320		農山漁村におけるバイオ燃料等生産基地創造のための技術開発
		農林水産省	0321		ゲノム情報を活用した家畜の革新的な育種・繁殖・疾病予防技術の開発
		農林水産省	0326		農林水産分野における地球環境対策推進手法開発事業
		農林水産省	新25-0052		農林水産資源を活用した新需要創出プロジェクト
		農林水産省	新25-0054		国産農産物の革新的低コスト実現プロジェクト
		文部科学省	0203		科学技術戦略推進費
		文部科学省	0238		感染症研究国際ネットワーク推進プログラム
		文部科学省	0256		気候変動リスク情報創生プログラム
		文部科学省	0304		東北マリンサイエンス拠点の形成(復興関連事業)
		経済産業省	0053		IT融合システム開発事業
		経済産業省	0187		先端農業産業化システム実証事業
		経済産業省	0418		セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業
		経済産業省	0422		バイオマスエネルギー等高効率転換技術開発
		環境省	311		地球環境保全等試験研究に必要な経費
		復興庁	105		食料生産地域再生のための先端技術展開事業
		復興庁	106		農地等の放射性物質の除去・低減技術の開発
		復興庁	新25-0029		東北マリンサイエンス拠点の形成(復興関連事業)
		復興庁	新25-0046		先端農業産業化システム実証事業(復興関連事業)
		復興庁	新25-0062		原子力施設事故影響調査

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円)	委託先
内部管理業務	機器等運搬業務 等	31	ヤマトホームコンビニエンス(株)八戸 等
庁舎管理業務	土壌浄化処理工事 等	881	ジオテクノス(株) 等
システム関連業務	ネットワークスイッチ取替業務 等	37	サンライズエンジニアリング(株) 等
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円)	委託先
研究機器保守業務	核磁気共鳴装置保守管理業務 等	432	フルカー・バイオスピ(株) 等

※支出一回当たりの額が100万円未満は計上していない。

No.	59	所管	農林水産省	法人名	農業・食品産業技術総合研究機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	・ 該当なし
② これに対する現時点での考え方	—
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>・ ① 4 研究開発法人（当該法人、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）を統合し、研究開発型の成果目標達成法人とすること、② 現在当該法人が有している能力を維持・向上させる観点から、平常時、災害対応等緊急時の如何にかかわらず、適切かつ迅速な意思決定によりその機能を最大限に発揮させるマネジメント体制を構築すること、を指摘された。</p> <p>・ 指摘に対する措置として、4 法人に設置された「4 法人統合準備委員会」とともに、① 研究開発型の成果目標達成法人として公益に資する研究開発成果の最大化を図るため、基礎から応用までの研究を総合的に進めることにより統合効果を発揮できる組織を構築するための検討、並びに② ガバナンスを強化するため、役員の方担・責務の明確化を図り、適切な業務運営がなされる組織を構築するための検討を実施した。</p> <p>その後、本基本方針が凍結となったため、統合に関する検討は中断した。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>・ 農業研究分野の中で、基礎研究を主体に実施している農業生物資源研究所と農業環境技術研究所、応用研究を主体に実施している当該法人並びに開発途上地域との国際共同研究を実施している国際農林水産業研究センターを統合する「4 法人統合案」は、農業・食品産業に関する基礎から応用分野までの研究を一体的に推進することにより、融合領域においては研究面でのプラス効果が発揮され、研究成果の最大化が期待される。しかし、他の独法との融合によるシナジー効果を期待できない研究領域も多く、また、各法人が実施している研究の特性（基礎研究、応用研究、国際研究）が異なること及び常勤職員数が3,400人と大規模になることから、実効性のあるガバナンスの確保に向けての課題も多いものとする。</p>
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	<p>【政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘】</p> <p>・ 当該法人、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センターについては、研究課題の成果の一層の向上等のシナジー効果を発現させるため、また、管理部門の一層の効率化を推進するため、今後、事務及び事業の一体的実施を含めて、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直すことが指摘された。</p> <p>【会計検査院】</p> <p>・ 該当なし</p>
② 対応状況	<p>【政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘に対する対応状況】</p> <p>・ 4 法人の研究資源を活用した共同研究を効率的・積極的に推進するため、平成23年に本部の総合企画調整部を一部改組して共同研究等の連携・調査を図る研究戦略チームを整備するとともに、4 法人の研究調整を担当する部長による「研究連絡協議会」を立ち上げ、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改訂等について検討を行った。また、管理部門の効率化の推進のため、平成23年に「4 法人事務業務見直し連絡会」を設置し、共通性の高い業務を対象に一体的実施が可能な業務の洗い出しを行い、共同で実施可能な研修等の共同実施や一部の物品購入については一括契約を実施した。</p>

No.	59	所管	農林水産省	法人名	農業・食品産業技術総合研究機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

<p>(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について [個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。]</p> <p>・当該法人（農研機構）の組織見直しに関しては、研究開発法人として類型化されることが第一である。一方で、農業関係の研究開発業務を担っている他の独立行政法人としては、農業生物の遺伝資源やバイオテクノロジー等を活用した基礎研究を実施している農業生物資源研究所（生物研）、農業環境の保全・改善に関する基礎研究を実施している農業環境技術研究所（農環研）及び開発途上地域を対象とした国際共同研究を実施している国際農林水産業研究センター（JIRCAS）が存在。これら類似する農業研究独法の業務を含め、組織の見直しを考慮する場合には、以下のような効果と留意点が考えられる。</p> <p>【効果と留意点】</p> <p>①農業研究独法が統合する場合、農業・食品産業に関する基礎から応用分野までの研究が一体的に推進可能となり、融合領域（例示：生物研のゲノム研究と農研機構の育種研究、農環研の温暖化緩和研究と農研機構の温暖化適応研究等）においては研究面でのプラス効果が発揮され、研究成果の最大化が期待される。</p> <p>②基礎研究、応用研究及び国際研究では、評価や人事体系等の研究ガバナンスが異なる。このため、これらの法人と統合した場合、基礎研究、応用研究、国際研究の特性に応じたきめ細かなガバナンスが困難となり、効率的・効果的な研究の推進が阻害。</p> <p>③当該法人を上記法人と統合した場合、多様な分野を抱える巨大な組織となり、人事や施設管理等の管理業務における効率性を確保できないおそれ。</p> <p>・当該法人の事業は、①国の関与の下で施策の方向に即して長期間継続的に実施することが必要である点、②我が国の農業関係の民間企業や農業生産者の多くは、長期にわたり、かつリスクを伴う研究に投資できるほどの体力はないことから、自己収入で事業を推進することは著しく困難である点、③本事業で得られる研究成果は、公益性が高く、裨益が広く社会全体に及ぶ点から、当該法人の事業は民営化にはなじまないものとする。</p>

No.	59	所管	農林水産省	法人名	農業・食品産業技術総合研究機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

●PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

- ・農業研究は、きめ細かく地域の実情に応じた現場主義的な研究も多く、長期的な対応が求められることから、政策と一体となった研究に対する評価が適切に実施されるよう、主務大臣として農林水産大臣が規定されることが必要ではないか。
- ・農林水産大臣による業績評価結果等に対して第三者機関が実施する点検においては、農業に専門的知見のある者が第三者機関に含まれるようにすることが必要ではないか。
- ・主務大臣と第三者機関による評価という多層的な評価の実施の際には、評価に対する業務負担の増加、いわゆる「評価疲れ」を生じさせないようにすることが必要ではないか。

●財政規律、報酬、給与等の見直し及び情報公開の充実

- ・業績評価の給与への反映の促進に反対するものではないが、法人全体の総人件費は決まっていることから、特筆すべき成果を上げた一部職員への過度な給与査定により、その他の職員の給与水準の低下や新規職員の採用数の減少等、法人全体のパフォーマンスの低下を招くことがない措置（例えば、特筆すべき成果として認められた場合は法人の総人件費を上積みする等）を講じるべきではないか。
- ・調達にあたっては、原則として一般競争入札にすること、随意契約の限度額等の基準を国と同基準にすること等が求められているが、研究開発では、特別仕様の機器等、発注先が限定される調達も多いことから、業務の特性に応じて規律を弾力化すべきではないか。

●研究開発を行う法人への対応について

- ・国際水準を踏まえた評価指針に基づく評価を行う際には、地域の実情に応じた現場密着型の研究を行政と一体となって行っている研究について適切に評価が実施されるようにする必要があるのではないか。
- ・総合科学技術会議が法人の中期目標期間に係る業績評価等に関与する際、上記の農業研究の特性を踏まえた評価が行われるようにする必要があるのではないか。